

『日本洞上聯燈録』の研究(二)

——卷第七所収諸伝訓注(その一)——

近世洞門研究班

晴山 俊英 岩永 正晴 塚田 博
井上亜菜子 駒ヶ嶺法子

はじめに

本研究は、嶺南秀恕(二六七五—一七五二)が編んだ『日本洞上聯燈録』(以下『聯燈録』)を通読し、訓注を試みるものである。前回は研究序説として『聯燈録』の解題を行い、併せて序跋類の訓注を行った。今回より本文の訓注を試みることにし、巻七所収の七師の伝を取り上げた。また『萬年志』の再版に際して補刻された嶺南秀恕の伝の訓注をも付録として収めることとした。

本研究の参加者は、晴山俊英(宗学)、塚田博(日本中世史)、井上亜菜子(日本近世史)、駒ヶ嶺法子(禅学)、岩永正晴(宗学)の五名であり、前回の通りである。但し、前回と異なり、駒澤大学禅研究所の委員会より御承認を頂き、平成十六年度よ

り同研究所の研究班のひとつに加えて頂いた。よって今回より近世洞門研究班と名称を改めた。また今回の報告は、晴山、塚田、駒ヶ嶺、岩永が原案を作り、井上は検討の過程で必要となつた人物や寺院及び地名の比定、自治体史等の資料の検索や入手など、困難な作業を担当して原案を補い、全員で検討を加え作成した。

『聯燈録』全十二巻の訓注を、後半の巻七から始めた点には、若干の説明が必要であろう。

そもそも参加者一同に共通する関心は近世の曹洞宗にある。参加者五名は各々専攻を異にするが、研究上、近世曹洞宗文献を扱うという点で共通しており、互いの知識や研究方法を学び合う目的で集まっている。近世成立の燈史たる『聯燈録』を研究対象としたのも、それゆえである。本書を通読

することによって、近世に活躍した諸師の行履を学び、彼らの相互の關係を知つて、各々の研究の基礎としようという目論見である。また、少しく訓註作業を進めるに従い、他の燈史の記述との比較を通して、宗統復古を経験した後の嶺南和尚に見られる曹洞宗史觀の特異性なども明らかにしてみたいという希望も持つようになった。即ち、ひとつには、近世曹洞宗研究のために歴史的事実を検証して知識を共有すること、ふたつには、各燈史編纂者における曹洞宗史の構想を明らかにして、近世の曹洞宗のおかれた状況を確認すること、などが当面の研究目的となる。

ところで、廣瀬良弘氏が「曹洞宗が全国的規模に教線を拡大した時期や發展の時期が南北朝期および十五世紀中葉から十七世紀にある」と指摘されているように(「禪宗地方展開史の研究」吉川弘文館、昭和六十三年刊)、近世、特に嶺南和尚が活躍した江戸時代中期以降の曹洞宗教団は、既に全国的な展開を遂げていると思われる。よつて、元禄年間のいわゆる宗統復古以後に、嗣法論、禪戒論、清規論、五位論など、宗乘に関する參究の華々しい發展が見られるが、そこに參画したのは、全国展開した各派の法燈を受けた諸師ということになる。

一方、『延享度曹洞宗寺院本末牒』には、曹洞宗の九十八派が認められている。この数字が実態に即するものか、問題があるにしても、当時の意識を反映しているには違いない。

さて、そこで『聯燈録』を見ると、卷七以降に永平下第十世以下、時期的には十四世紀中葉以降に活躍する諸祖の伝を収める。即ち卷七以降を追えば、いま我々が問題とする近世に展開する九十八派へとつながる法燈を網羅的に見ていくことが可能になる。

以上のような点から、卷七以降の諸師の伝を通読し、訓註を試みることにした。通読後、いかなる成果が上がるものかは未知である、むしろ参加者自身がつとも楽しみにしていると云つてよい。ただし、事実の検証については、諸師や諸寺を個別に研究されている方々からすれば疎漏も多いことと
思う、大方のご批正を願う所以である。

目次

はじめに

目次

訓註凡例

卷第七所収諸伝訓註(その一)

永平下第十世

法泉円応正瑩禪師法嗣

1. 肥州法泉心巖元統禪師

大乘義山等仁禪師法嗣

2. 加州大乘紹嶽堅隆禪師
總持壽嶽景椿禪師法嗣
3. 越前州松隱玉田榮珠禪師
常樂雪溪保広禪師法嗣
4. 尾州常樂雲岡榮玖禪師
洞福湖海中珊禪師法嗣
5. 越後州耕雲德嶽宗欽禪師
6. 越後州雲門鼎山存彝禪師
洞松茂林芝茂禪師法嗣
7. 參州大沢山龍溪院盧獄等都禪師

※算用数字を附した七師の伝に訓註を施した。

訓註凡例

- 一、本研究は『日本洞上聯燈録』（十二卷十三冊、以下『聯燈録』）の読解を目的とし、訓註を試みるものである。底本には駒澤大学図書館所蔵の寛保二年（一七四二）刊本（駒図一四・三二七）を用いた。その際、いずれも同本を底本とするものではあるが、明治十八年刊行の大内青巒校訂本、及び『曹洞宗全書』『史伝上』所収本を参照した。

二、本研究の第二回報告となる本稿では、「永平下第十世」の諸伝を収める巻第七の冒頭から訓註を行い、第七人目

『日本洞上聯燈録』の研究（二）（近世洞門研究班）

にまで至っている。

三、本稿では本文を掲げ、訓読文を示し、註を記した。但し底本には改行がなくても、検討の上で適宜に段落を設けた場合もあり、その際には段落毎に本文・訓読・註記を揚げた。

四、本文は、便宜的に『曹全』の頁・段によってその所在を示し、訓読に應じて句点を附した。

五、本文は、原則として正字で表記したため、異体字・俗字・書写体と思われるものも断りなく改めた。但し、『聯燈録』の性格上、対校すべき異本がないため、検討の結果として底本の誤りと思われる文字を改める場合はその旨を註記した。また、『曹全』の誤字はその都度註記した。

七、訓読に際しては、底本の訓点を尊重し底本の示す文意の把握に勤める立場をとった。検討の上改めた場合もあるが、その際には変更をその都度註記した。

六、訓読文は、原則として常用漢字及び現在通用の文字で表記し、句読点を附した。また、難読と思われるものには振り仮名を振った。なお、底本が有する振り仮名は出来るだけ採用した。

八、註記は、訓読文に各序類跋毎に（或いは各段落毎に）註番号を振り、その註番号に従って施註した。

卷第七所収諸伝訓注(その二)

1. 心巖元統禪師伝(曹全「史伝上」三六七頁上段)

日本洞上聯燈録卷第七

永平下第十世

萬年祖師沙門 秀恕 輯

法泉圓應正瑩禪師法嗣

肥州法泉心巖元統禪師。里族未詳。師穎悟過人無處俗意。從圓應遊。亡何即悟心要。後任住持。除夜小參。今宵滿天雪。山復添白頭。諸方不送窮鬼。即烹白牛。法泉無可供。喫茶罷休。

〔訓読〕

法泉、円応正瑩禪師法嗣

肥州法泉、心巖元統禪師、里族いまだ詳らかならず。師、穎悟なること人に過つて、俗に処る意なく、円応に従つて遊

ぶ。いくばくとなくして即ち心要を悟り、後に住持に任ず。除夜小参。今宵満天の雪、山、復た白頭を添う。諸方、窮鬼を送らずんば、即ち白牛を烹る。法泉、供すべきなし、茶を喫し罷つて休せよ。

〔註記〕

(1) 肥州法泉……肥後(熊本県)宇土郡の法泉寺かと思われる。肥後の法泉寺は寒巖義尹の法嗣仁叟浄照(?)(一三六四)が開創した寺院である。なお『禅学大辞典』の浄照の項ではこの法泉寺を肥前(佐賀)とするが誤りであろう。

(2) 円応正瑩禪師……伝未詳。『聯燈録』六に立伝されるのみ。注(3)参照。

(3) 心巖元統禪師……本録に立伝される以外は、その伝を見ない。本録にしても「里族未詳(出身地や出自は未詳)」としている。また『曹洞宗全書』「大系譜」もその住職地を録していない。本録では、寒巖義尹―〔肥後州法泉寺〕仁叟浄照(法泉寺開山)―〔肥後州大慈〕能翁玄慧(法泉寺にも住する)―〔肥後州法泉〕泰菴了運―〔肥州法泉〕古泉利蒙―〔肥後州法泉〕竺芳宗仙―〔肥後州法泉〕円応正瑩―〔肥州法泉〕心巖元統と云う嗣承を記している。法系上は、峨山下の華叟正萼(一四二二―一四八二)や明峰下の義山等仁(一三八六―一四六二)らと同じ世代に当たる。

(4) 穎悟なること……群を抜いて賢く、俗世間で暮らしていく気はなくて出家を望み、円応正瑩に従つて出家し修行した。円応自身は、「偏依師席、卒爲竺芳仙之正嫡(偏えに師席に依つて卒に竺芳仙の正嫡となる)。(本録卷六、『曹全』本三四五頁上段)とあり、法泉寺にあって師について修行し、そ

のまま後席を継いだと云う。心巖和尚も師の円応と同様の参学をし、他に遊ばなかつた可能性もあり、かならずしも「遊」字が遍参の意味に限られない。「曹洞宗全書」「大系譜」も、やはり彼の住職地を記さない。

(5) いくばくもなくして……正堂のもとでほどなくして仏法の極則をさととり、後に師の跡を襲つて法泉寺の住持となつた。いま訓読は底本の訓点を尊重したが、「任ぜらる」と読む方が適當か。

(6) 除夜小参……小参は、時代によつて異なるが、時処を選ばず自由に行われた説法で、法堂で行われる定期的な説法である上堂に対する。節日に因んで行われることも多く、旧曆十二月三十日の除夜に小参を行うことは禅門の恒例として多くの語録に見られる。この除夜の年次は未詳であるが、内容からして晩参(晩に行われた小参)であつたらう。

(7) 今宵満天の雪……「頭」「牛」「休」と押韻(下平十一尤)する韻文で、本来「法泉無可供」の句は六言で「諸方不送窮鬼」と対になっていたものかと思われ、そうであれば「供」の下には例えば仄字の「養」等があつたと見ることもできる。またこの小参の語は、いわゆる「北禅烹牛」話を踏まえる。

〔参考〕「五灯会元」十五「北禅智賢章」(7138-5921b) 歳夜小参曰。年窮歲盡。無可與諸人分歲。老僧烹一頭露地白牛。炊黍米飯。煮野菜羹。燒槽柶火。大家喫了。唱村田樂。何故。免見倚他門戶傍他墻。剛被時人喚作郎。便下座歸方丈。至夜深。維那入方丈問訊。曰。縣裏有公人到勾和尚。師曰。作甚麼。那曰。道和尚宰牛不納皮角。師遂捋下頭帽。擲在地上。那便拾去。師跳下禪床。攔胸擒住。叫曰。賊。賊。那將帽子覆師頂曰。天寒。且還和尚。師呵呵大笑。那便出去。時法昌爲侍者。師顧昌曰。這公案作麼生。昌曰。潭州紙貴。

一状領過。

2. 紹嶽堅隆禪師(曹全「史伝上」三六七頁上)

大乘義山等仁禪師法嗣

加州大乘紹嶽堅隆禪師。羽州人也。幼即羶葷不御。出家後徧參諸老。及謁義山。頓打失滯貨。遂入其室。初住大乘。遷承天。文明十七年十一月二十九日順世。集衆遺誠訖。書偈曰。勿佛祖首。不用吹毛。珍重今日風清月高。趺坐而逝。

大乘義山等仁師法嗣

加州大乘、紹嶽堅隆禪師、羽州の人なり。幼にして即ち羶葷を御いず。出家の後、諸老に遍參す。義山に謁するに及び、頓に滯貨を打失す。遂に其室に入る。初め大乘に住し、承天に遷す。文明十七年十一月二十九日順世す。衆を集め、遺誠訖て、偈を書して曰く、「佛祖の首を刎るに、吹毛を用いず、珍重す、今日、風清く月高し。」趺坐して、逝す。

〔註記〕

(1) 大乘……東香山大乘寺(石川県)のことで、相(松)樹林とも称する。「加賀大乘寺史」増補版(館残翁・東隆真・今村源宗著、一九九四年)によれば、弘長元年(一二六一)富樫家尚が建立し、真言宗澄海阿闍梨を迎えたことに始まる。

さらに、正応二年(一二八九)に澄海が家尚に咨り、徹通義介(一二一九～一三〇九)を迎え曹洞宗に改めた。

- (2) 義山等仁……生寂年は、至徳三年(一三八六)から寛正三年(二四六二)で、奈良の人。大乘寺の七世鑿山了運(一一三五〇～一四三二)の法嗣となり、その後大乘寺を嗣ぐ。(『聯燈録』六卷、『大乘聯芳誌』)

- (3) 加州大乘……東香山大乘寺(石川県)のこと。註1参照。

- (4) 紹嶽堅隆……生年未詳、文明十七年(一四八五)乙巳十一月二十九日示寂(註9参照)。義山等仁の法嗣である。『重統日域洞上諸祖伝』巻第三に収録されている義山の伝記には、『聯燈録』にはみられない徹通義介の二百遠忌における拈香(註9参照)や、出羽の吉祥寺(未詳)に住持したこと、法嗣の幾年(幾年豊隆(一五〇六寂)『聯燈録』八卷『大乘聯芳誌』)、明一(未詳)の名が記されている。なお、出羽の吉祥寺については、『延享度曹洞宗寺院本末牒』によると、秋田、山形にその名がみえるが、確定は出来ない。また、『大乘聯芳誌』には、承天寺(註8参照)を兼任していたことが記されている。

- (5) 羽州……出羽。『禅学大辞典』には、羽前(山形)とある。

- (6) 羶軍を御いず……羶羶(くんせん)は、くさい野菜と生の肉の意。つまり、幼い頃からなまぐさを口にしなければ、ということ。

- (7) 頓に滞貨を打失す……「滞貨」は、多年の間売れないで家に滞って居る貨物。つまり、義山にまみえたことよって、突然悟りを得たということ。

- (8) 承天……珠岩道珍(一二三八七寂)が、大乘寺境内に開いた承天寺のこと。珠岩以後、累代の大乗寺主は、皆承天寺を兼務した。『加賀大乘寺史』参照。

- (9) 文明十七年……『加賀大乘寺史』では、『重統日域洞上諸祖伝』記述の「逢開山徹通禪師二百遠忌。拈香曰。悪業会償二百年。無間大獄焰輝天。平吞熱鉄啜銅汁。吐作梅檀一炷煙。」をとりあげ、徹通義介の二百遠忌は、永正五年(一一五〇八)であることから、『大乘聯芳誌』が堅隆の寂年を「文明十七年乙巳十一月二十九日」としていることに食い違いがあると指摘している。また、『重統日域洞上諸祖伝』には、紹嶽堅隆の寂年を記していない。なお、徹通忌の拈香法語は、『洞上夜明簾』(『曹洞宗全書』歌頌)にも収録されている。

- (10) 吹毛……『碧巖録』第百則本則、「擧。僧問巴陵、如何是吹毛劍。陵云、珊瑚枝枝撐著月。(拈す。僧。巴陵に問う、如何なるか是れ吹毛劍。陵云く、珊瑚は枝枝に月を撐著う。)(大正蔵四八・二三三頁中)とあり、「吹毛劍」は「吹きかけた毛を切るほどの伝説の名劍」のことで、「吹毛」はこの「吹毛劍」を指すと考えられる。

3. 玉田榮珠禪師(『曹全』「史伝上」三六七頁上〜下)

總持壽嶽景椿禪師法嗣

越前州松隱。玉田榮珠禪師。羽州人也。九歲出家。及受大僧戒。入越參壽嶽。嶽示以雲居見洞山話。從而有契。俾掌記室。未幾命首衆。分座說法。出世總持。遷松隱。

上堂。世尊道。應如是知。如是見。如是信解。不生法相。遂曰。芭蕉無耳聞雷開。葵花無眼隨日轉。

上堂。大道只在目前。要且目前難睹。欲識大道真體。山是山。

水是水。忽若鼻孔遼天。逢人切忌錯舉。

再領總持。宣賜紫衣。兩載告退。老子松隱。俄得疾示寂。

〔訓読〕

總持壽嶽景椿禪師法嗣

越前州松隱の玉田榮珠禪師は羽州の人なり。九歳にして出家し、大僧の戒を受くるに及び、越に入りて壽嶽に參ず。嶽示すに雲居の洞山に見ゆる話を以てす。従りて契うこと有り。記室を掌らしむこと、未だ幾ばくならざるに、命じて衆に首して、分座說法す。總持に出世し松隱に遷る。

上堂。世尊言う「応に是の如く知り、是の如く見、是の如く信解して、法相を生ぜざるべし」と。遂に曰く「芭蕉は耳無きに雷を聞きて開く。葵花は眼無くして日に随つて転ず」と。

上堂。「大道は只だ目前に在るも、要且ず目前に踏難し。大道の真体を識らんと欲す」、「山は是れ山、水は是れ水」、「忽若し鼻孔遼天せば、人に逢うて切に忌む、錯りて拳すことを」。

再び總持を領す。宣して紫衣を賜わる。兩載、退を告げて松隱に老ふ。俄に疾を得、示寂す。

〔註記〕

『日本洞上聯燈録』の研究(二)(近世洞門研究班)

(1)

總持……諸嶽山總持寺。現在は曹洞宗本山として横浜市鶴見区にあるが、もと石川県鳳至郡門前町(現在の總持寺祖院)にあり、明治四十年三月九日に移転した。曹洞宗の寺院としては元亨元年(一三二一)開創で、綱山は瑩山紹瑾禪師。元來行基(六六八〜七四九)の開創で諸嶽寺觀音堂と称していたが、時の寺主、定賢權律師(生没年不詳)が元亨元年四月十八日の靈夢により、瑩山禪師に寺を讓つた。同年六月八日に諸嶽山總持寺と改称。貞治四年(一三六五)に峨山が寂するに太源が三世として輪住し、輪住制が開始されたが、五院の組織が完備していなかつたので、十世までは法嗣輪住であった。明徳元年(一三九〇)十月、十一世梅山開本より五院による輪住となる。十一世から十五世までは五院開基の直嗣が三年ずつ住したが、それ以後二十六世までは一年一期ということになった。しかし永享二年(一四三〇)、二十七世からは半年一期となり、間もなく三ヶ月一期、二月・五月・八月・十一月の一年四交代となった。初めは勅住と輪住は一本であったが、文龜元年(一五〇一)頃より二本となり混交してきたようである。なお、總持寺の住職は勅住で一貫しており、輪住は世代に入らない。輪住は再住という形で扱われつつ、住持職の実権を掌握している。輪住と勅住との関係については、廣瀬良弘「曹洞宗と朝廷」中世から近世にかけての禪師号・紫衣・出世・勅書・繪旨・勅願寺」(『曹洞宗人権擁護推進本部紀要』一、一九九四年三月)に簡潔にまとめられているので参照されたい。

(2)

壽嶽景椿……薩摩の人。瑞川寺に出家し、松隱寺(福井県)の仙巖能範(生没年不詳、愛知県津島市常樂寺開山)に參じて法を嗣ぐ。松隱寺に住し、嘉吉四年(一四四四)總持寺に

出世する。文安三年(一四四六)に龍澤寺に住するも、總持寺に再住、退隠して後に示寂したとされる。『聯燈録』巻六(曹洞宗全書)史伝上、三四六頁下)に伝を載せる。

- (3) 松隱……龍澤寺末、現在廢寺。『越前龍澤寺史』(『越前龍澤寺史』)刊行会、一九八二年)によれば、現在の福井県福井市角原町にあつたとされ、松陰寺と記される場合も多い。『聯燈録』巻四(曹洞宗全書)史伝上、二九四頁)によれば、波田野氏・朝倉氏の請により太初繼覚(一三四五〜一四一三)が開山とのみ記されるが、『越前龍澤寺史』によれば、足利尊氏が延文三年(一三五八)に一字を建立し、文殊山松隱寺と号したとされ、貞治元年(一三六二)に伽藍が焼失し、応永元年(一三九四)に足利義満が伽藍を再興、太初繼覚を請じて開山としたとする。その際、義満は波田野氏・朝倉氏に命じて庄田十町四方を寄進したという。しかし天正三年(一五七五)には兵火に遭い、以後、時に無住となりながら細々と寺灯を伝えていたが、昭和二十九年(一九四五)の農地改革と寺灯を無檀無縁となる。昭和二十九年(一九六四)九月、北海道白糠郡音別町尺別に移転したが、炭鉱の閉山とともに廢寺となつた。現在、仏像等は釧路市定光寺内の松隱寺殿に安置されている。なお、『越前龍澤寺史』昭和五十七年(一九八二)の發行、昭和五十五年版の『曹洞宗寺院名鑑』には北海道の松隱寺が確認されるから、その間の廢寺と思われる。

指すか、出家当初は他宗派に属していたか、あるいは何等かの理由により他教団の授戒に参加したか、といったことが考えられるが、なお検討を要する。

- (5) 雲居の洞山に見ゆる話……『正法眼藏』「仏向上事」に、「雲居弘覺大師。參高祖洞山。山問、闍梨名什麼。雲居曰、道膺。高祖又問、向上更道。雲居曰、向上道即不名道膺。洞山道、吾在雲巖時祇對無異也。(雲居弘覺大師、高祖洞山に參す。山問う、闍梨、名は何麼ぞ。雲居曰く、道膺。高祖又た問う、向上更に道え。雲居曰く、向上に道わば、即ち道膺と名づけず。洞山道く、吾、雲巖に在りし時、祇對せしに異なること無し。)(春秋社『道元禪師全集』一、二九〇頁)とある話か。雲居は洞山良价の法嗣、雲居道膺(?、九〇二)のことで、勅して弘覺禪師と諡す。洞山は雲巖曇晟の法嗣、洞山良价(八〇七〜八六九)のことで、曹洞宗の高祖と仰がれる。この話の出典は『景德伝燈録』巻第二(大正藏五一・三三四下)であるが、それによれば雲居は幽州(河北省)玉田の人である。あるいは壽嶽が自分と玉田との關係を、洞山と雲居とに準えてこの話を用い、雲居の出身地「玉田」の道号を与えたか。

- (6) 記室……書状を記す役職で、頭首の一つ。

- (7) 衆に首して……首座(第一座に坐る修行僧のまとめ役)になつたことを意味する。

- (8) 分座說法……首座が住持人の代わりに説法をすること。住持人が自らの座(職分)を首座に半分分ち与えた形になるのでこの名がある。現在では首座の法戰の意にも用いられる。

- (9) 總持に出世……『總持寺史』(二七一頁)によれば文明六年(一四七四)二月二十日から五月一日までの輪住のこと。

(10) 世尊言う……『金剛般若波羅蜜經』に、「発阿耨多羅三藐三菩提心者。於一切法。応如是知。如是見。如是信解。不生法相。須菩提。所言法相者。如來說即非法相。是名法相」(大正藏八・七五二中)とあるを参照。

(11) 遂に曰く……『大慧録』巻第四に、「浴仏上堂。芭蕉無耳聞雷開。葵華無眼隨日転。釈迦老子亦無生。每歲今朝浴一遍。既無生又浴箇甚麼。有衆攀条。無衆攀例」(大正藏四七・八二八中)とあるを参照。「葵花(華)」はひまわりの花。

(12) 大道は只だ目前に在るも……『大慧録』巻第二に、「乃云。大道只在目前。要且目前難睹。欲識大道真體。不離声色言語。若即声色言語求道真體。正是撥火覓浮漚。若離声色言語求道真體。大似含元殿裏更覓長安。總不恁麼。畢竟如何。翡翠蹋翻荷葉雨。鸞鷲衝破竹林煙」(大正藏四七・八一九下)とあるを参照。

(13) 山は是れ山……『雲門録』巻上に、「上堂云。諸和尚子莫妄想。天是天地是地。山是山水是水。僧是僧俗是俗。良久云。与我拈案山来看」(大正藏四七・五四七下)とあるを参照。『正法眼藏』「山水經」には「古仏云、山は山、水是水」(春秋社『道元禪師全集』一、三二七頁)と引用される。

(14) 忽若し鼻孔遼天せば……『統伝燈録』巻第十九「資福宝月法明禪師」に、「上堂曰。資福別無所補。五日一參擊鼓。何曾說妙談玄。祇是龜言直語。甘草自來甜。黃連依旧苦。忽若鼻孔遼天。逢人切忌錯拳」(大正藏五一・五九三下〜五九四上)とあるを参照。「鼻孔遼天」は、鼻が天にまで延びる、高慢、自負のたとえ。なお『五灯会元』巻第十六にも同文有り。

(15) 再び總持を領す……輪住として總持寺に再住したと思われるが、前註(一)にあるように、輪住は世代には出ないの

詳細は不明。

(16) 紫衣……紫色の袈裟、または法衣。中国では紫袈裟を紫衣と言ひ、日本では紫法衣を紫衣と言ふ。時の為政者より功勞者に服章として下賜された。中でも紫は最上の色衣とされる。

(17) 兩載……二年の意か。

4. 雲岡栄玖禪師(曹洞宗全書 史伝上、三六七頁下)

常樂雪溪保廣禪師法嗣

尾州常樂雲岡栄玖禪師。豊後人也。妙年禮常樂雪溪和尚難度。往依平田仙巖禪師。服勤有年。機不契。回侍雪溪。

一日佛前獻華次。溪拈一枝曰。這箇好花。師曰。殘花殘花。溪曰。拈華微笑意旨如何。師豎起拳頭。溪曰。未在更道。師低頭良久。溪深肯之。

出世總持。徒松隱常樂龍澤。

〔訓読〕

常樂雪溪保廣禪師^①法嗣

尾州常樂、雲岡栄玖禪師は豊後の人なり。妙年、常樂雪溪和尚を礼して難度す。往じて平田仙巖禪師に依りて、服し勤めること年有り。機契わず。回りて雪溪に侍す。

一日仏前に華を献ずるついでに、溪、一枝を拈じて曰く、

「這箇は好花なり」。師、曰く「残花残花」。溪、曰く「拈華微笑の意旨如何」。師、拳頭を竖起す。溪、曰く「未だし、更に道え」。師、低頭し、良久す。溪、深くこれを肯う。總持に出世し、松隱・常樂・龍澤に徙る。

〔註記〕

- (1) 常樂雪溪保広禪師……「常樂」は尾張国海東郡の補陀山常樂寺(愛知県)。常樂寺は『大系譜』によると、開山太初繼覺、二世仙巖能範、三世雪溪保広とする。『聯燈録』卷五仙巖能範章(曹全)「史伝上」三二〇下(三一上)では、仙巖が常樂寺を開創したとあるので、太初は勸請開山か。「雪溪保広」は仙巖能範の法嗣。尾張常樂寺三世、越前松隱寺六世(『大系譜』)。
- (2) 雲岡栄玖禪師……「雲岡」とも。生没年未詳。歴住地については後註(11)を参照。
- (3) 妙年、常樂雪溪和尚を礼して難度す……「妙年」は年齢の若いこと、「難度」は剃度(剃髮得度)に同じ。
- (4) 平田仙巖禪師……「平田」は越前坂井郡の平田山龍澤寺(福井県)のこと(坂井郡は江戸時代以降の郡名で、中世においては坂北郡と称された)。龍澤寺は、永徳二年(一三八二)、梅山開本(？)一四一七)を開山とし、土豪の小布施義氏(法名正寿)を檀那として創建したと伝える(「龍澤寺由緒記」(『越前龍澤寺史』)、「越前龍澤寺史」刊行会、一九八二年)、ほか『聯燈録』「日域洞上諸祖伝」等を参照。「仙巖」は仙巖能範のこと。太初繼覺の法嗣で、松隱寺三世、龍淵寺二世(愛知県)や、正長二年(一四二九)二月十

- (5) 八日から五月十五日まで總持寺勅住を務めた(『大系譜』「越前龍澤寺史」、なお松隱寺については玉田栄珠章を参照)。溪、一枝を拈じて曰く、「這箇は好花なり」。師、曰く「残花残花」……「拈」はつまむ、指でとるの意。雪溪は花をとって、「これは好花(美しい花)だ」と言った。これに対して雲岡は「残花」(散り残った花)と答えた。後註(6)の拈華微笑の公案を意識したものである。
- (6) 拈華微笑の意旨如何……「拈華微笑」は、釈尊より摩訶迦葉への大法相續に関する公案。「無門論」第六則「世尊拈花」に「世尊、昔在靈山会上、拈華示衆、是時衆皆默然、惟迦葉尊者破顔微笑、世尊云、吾有正法眼藏涅槃妙心、実相無相、微妙法門、不立文字、教外別伝、付嘱摩訶迦葉(世尊、昔、靈山会上に在って花を拈じて衆に示す。是の時、衆皆な默然たり。惟だ迦葉尊者のみ破顔微笑す。世尊云く、吾に正法眼藏、涅槃妙心、実相無相、微妙の法門有り。不立文字、教外別伝、摩訶迦葉に付嘱す。)(大正四八・二九三下)とあり、宋代以後の禪林に喧伝された。また中国で撰述された偽経「大梵天王問決疑經」に採られるに到った。
- (7) 拳頭を竖起す……拳を起こして問いに答えた。
- (8) 「未だし、更に道え」……まだ十分でないから、さらに言ってみよ。
- (9) 低頭……頭を下げて敬礼する。
- (10) 良久……久しい、しばらくたつて。ここでは、沈黙をもつて答えた。
- (11) 總持に出世し、松隱・常樂・龍澤に徙る。……『大系譜』によると、雲岡は文明六年(一四七四)年五月二日から七月五日まで總持寺勅住を務める。『大系譜』「龍澤寺史」などに

よると、松隱寺八世・常樂寺四世・龍澤寺十九世。

5. 德嶽宗欽禪師

洞福湖海仲珊禪師法嗣

越後州耕雲德嶽宗欽禪師。初參湖海於耕雲。海令看不思善不思惡話。無所發明。辭踰東關。諮詢諸老。享德甲戌再回耕雲。請益海師。海示以頌。曰。本來面目。本地風光。丹青妙筆。不能彩粧。鼻直眉毛橫眼上。心空及第了行藏。師當下疑滯冰釋。便禮拜。呈頌曰。本來面目異中異。鳥道那邊展手看。鼻直眼橫都不是。心空及第也欺謾。海頷之。寬正辛巳春嗣席住之。

〔訓読〕

洞福湖海仲珊禪師法嗣

越後州耕雲、德嶽宗欽禪師、初め湖海に耕雲に參す。海、不思善不思惡の話を看せしむるに、發明するところなし。辞して東関に踰み、諸老に諮詢す。享德甲戌、再び耕雲に回りて、海師に請益す。海、示すに頌を以てす。曰く、本来の面目、本地の風光。丹青の妙筆、彩粧すること能わず。鼻直くして、眉毛、眼上に横たわり、心空及第して行藏を了す。師、当下に疑滯冰のごとく釈く。便ち禮拜し、頌を呈して曰く、本来の面目、異中の異、鳥道那邊、手を展べて看る。鼻

『日本洞上聯燈録』の研究(二)(近世洞門研究班)

直眼横、都て不是。心空及第も也た欺謾。海、之れを頷す。寬正辛巳の春、席を嗣いで之れに住す。

〔註記〕

(1) 洞福湖海仲珊禪師……「洞福」は、耕雲寺の末寺で、越後(新潟)にある東福院(後に洞が東に改められた)。「湖海仲珊」は、南英謙宗(一三八七〜一四六〇)の法嗣たる湖海中珊(一三九〇〜一四六九)のこと。ただし『聯燈録』六の仲珊の伝では「湖海仲珊」とする。その伝は「延宝伝灯録」九・「本朝高僧伝」四二・「統洞上諸祖伝」二・「聯燈録」六に見える。その他「聯燈録」の記述と大いに異なる。以下「史伝下」があり、「聯燈録」の記述と大いに異なる。以下の「聯燈録」六によれば、中珊は備中の人で姓は源氏。備中の牛頭山の庵に居た南英謙宗について得度し、年満ちて受具した。各地を遍参したのち、永享六年(一四三四)に入明して十九年滞在し、その間、天童山等に掛錫したという。享徳元年(一四五二)の秋に、耕雲寺にあった南英に参じ、南英の一言のもとに領悟した。後に南英が耕雲寺を退くに及び、その後席を継いだという。『行業記』は、仲珊がの耕雲寺入院を享徳二年(一四五三)八月二十三日とする。

(2) 越後州耕雲……越後(現新潟県村上市)の靈樹山耕雲寺のこと。耕雲寺は總持寺普藏院の末寺で、越後最初の曹洞宗寺院。応永元年(一三九四)に傑堂能勝(二三五五〜一四二七)が開創し、その師梅山問本(？〜一四一七)を勧請して開山とした。

(3) 德嶽宗欽禪師……出自未詳。その伝は「聯燈録」の他、「延宝伝灯録」「統洞上諸祖伝」に収めるが、生没年等の記載は

見えない。『禅学大辞典』は長享二年(一四八八)二月二十八日示寂とする。また『曹洞宗大系譜』は宗欽について、耕雲寺五世・新潟天樹寺開山・同宝積寺開山・同龍阜院開山・茨城耕山寺四世とし、法嗣に日山文慧・太安梵守を挙げる。また安永七年七月の「曹洞宗瑞沢山泉昌寺書出」(『栗駒町の文化財 第十四集』「風土記御用書上(栗駒町)」所収)では、宮城県栗原郡栗駒町の瑞沢山泉昌寺開山とする。

《参考資料》一 栗原郡二迫片子沢村 曹洞宗瑞沢山泉昌寺書出」(『栗駒町の文化財 第十四集』「風土記御用書上(栗駒町)」所収)
曹洞宗瑞沢山泉昌寺

開山之事

当寺ハ越後国村上郡杜沢村靈樹山耕雲寺第五世徳岳宗和尚御座候所年月相知不申候但シ式百八拾九年ニモ可罷

来哉ト申伝候事

小名之事 田高野

故事来歴之事

本山并未寺ノ事

本山ハ越後国村上郡杜沢村靈樹山耕雲寺ニ御座候但末

寺無御座候事

寺格ノ事

最初之地移替之事

御墓所并御位牌之事

寺領並御寄附之事

御参詣又ハ御成ノ事

○一御詠歌等惣而拝領物之事

○御目見並御意等有之候事

一古キ什物之事

一本尊観音七体

右御長等委細ノ議ハ御村書出江御書仕候事

○古キ墓所之事

○別当所之事

○境用景地ノ事

一開山ヨリ当住迄歴代之道号実名ノ事

開山

二世 徳岳宗欽

三世 松嶽中稜

四世 明屋宗文

五世 山庵禅香

六世 孝岩玄忠

七世 廓堂柱城

八世 日山超旭

九世 白巖光意

十世 大輪白猷

十一世 蒙巖獨照

十二世 光巖積禪

十三世 徳巖祖来

当住 真宗晃天

十四世 禅慶天瑞

以上五ヶ條

御案当十六ヶ條之内仰仕候之品無御座候事

右ノ通風土記用ニ付此度相改御書上仕候以上

安永七年七月

(4) 不思善不思惡の話……六祖慧能と道明上座との機縁。『景德伝燈録』四「蒙山道明章」(T51-232a)に、
脚踏悚慄乃曰、我來求法、非爲衣也。願行者、開示於我。

祖曰、不思善不思惡、正恁麼時、阿那箇是明上坐本來面目。師當下大悟、遍體汗流。泣禮數拜、問曰、上來密語密意外、還更別有意旨否。祖曰、我今與汝說者、即非密也、汝若返照自己面目、密卻在汝邊。師曰、某甲雖在黃梅隨衆、實未省自己面目。今蒙指授入處、如人飲水冷暖自知。今行者即是某甲師也(脚踏悚慄して乃ち曰く、我來たりて法を求む、の爲にはあらざるなり。願わくは行者、我に開示せよ。祖曰く、善を思わず惡を思わず、正に恁麼なる時、阿那箇は是れ明上坐の本來の面目なる。師、当下に大悟し、遍體汗流る。泣いて礼すること数拜して、問うて曰く、上來の密語密意の外、還た更に別つに意旨ありや。祖曰く、我れ今、汝がために説くは、即ち密なるにあらず、汝若し自己の面目を返照せば、密、却つて汝が辺にあらん。師曰く、某甲、黃梅に在つて衆に隨うといえども、實に未だ自己の面目を省せず、今、入處を指授することを蒙りて、人の水を飲んで冷暖自知するが如し。今、行者は即ち是れ某甲が師なり)とある。なお「不思善不思惡」の語は、『永平広録』四四一上堂(春秋社『道元禪師全集』四、三〇頁)には虚庵懷敏と榮西との機縁として引かれており、

明庵千光禪師前權僧正法印大和尚位忌辰上堂。(師、先学仏樹和尚。仏樹者明庵門人也。)拳。師翁問虚庵和尚、学人不思善不思惡時如何。虚庵云、本命元辰。師翁云、恁麼則不從今日去也。虚庵云、若恁麼則不妨今日去也。師翁禮拜。虚庵云、南面看北斗。良久云、祖師本命元辰、微笑破顔一新。不仮桃華翠竹、扶桑当日逢春(明庵千光禪師、前の權僧正法印大和尚位忌辰上堂。(師、先に仏樹和尚に学ぶ。仏樹は明庵の門人なり。)拳す。師翁、

虚庵和尚に問う、「学人不思善不思惡の時、如何。」虚庵云く、「本命元辰。」師翁云く、「恁麼ならば、則ち今日より去らざらん。」虚庵云く、「もし恁麼ならば、則ち今日去るを妨げず。」師翁禮拜す。虚庵云く、「南面して北斗を看る」と。良久して云く、祖師の本命元辰は、微笑破顔して一新す。桃華翠竹を仮らず、扶桑、当日、春に逢う)

とある。さらに、道元禪師が明全より黄龍派の法を承けた折りに授けられたとされる「師資相承偈」(『曹洞宗古文書上巻』「永平寺文書」二、師資相承偈)にも、

承久三年九月十二日、傳授師資相承一偈曰、
不思善不思惡、正當恁麼時如何、本命元辰云々、
是則禪宗之眼目、得脱之根源。

雖得百千兩金、輒不可傳授而已(花押)

とある。また、道元禪師に仮託される「正法眼藏陸座(梅華嗣書)」(『続曹洞宗全書』「宗源補遺」)にも、六祖下の宗旨に關わる話とされており、

太庚嶺ハ梅ノ道地ナリ、コレヲ黄梅トモイフナリ、六祖ノ在處ナリ、六祖禪師從五祖忍和尚、夜半ニノソソテ傳授シテ、ツキニ五祖ワレト、舟ヲコシテ送リタモフ、天曉ニ明上座オヒツメテ、法衣ヲトラントス、六祖云、機用ナラハトルベシ、不機用ナラハトラシトテ、太庚嶺ノ石上ニオク、明上座トラント擬シテ不得取、其時六祖云、不思善不思惡、正當恁麼時、那箇是明上座本來面目ト、ココニオヒテ、明上座不叶、大疑團ヲオコシテ、泣涙作禮拜問シテ弟子トナル、傳衣ノ威風コレヨリサカンナリ

とある。よつて「不思善不思惡」の話は、中世の永平門下で

重視されていたものと思われる。

(5) 享徳甲戌……享徳甲戌は享徳三年(一四五四)にあたる。

(6) 本来の面目、本地の風光……瑚海中珊が「不思議不思慮」の話の要諦を宗欽に示した偈。光・粧・藏と押韻する(上平七陽)。「本来面目」は「不思議不思慮」の話に由来する表現。「丹青妙筆」は、本来の面目を汚す人為を、絵を描くことに譬えた表現で、「丹青」は赤と青の絵具。「鼻直眉毛横眼上」は、「永平元禪師語録」(略録)の第一上堂に「當下認得眼横鼻直、不被人瞞(當下に眼横鼻直なることを認得して、人に瞞かれず)」とあると同様、本来の面目を表す表現。なお、眉と眼については、「顯訣耕雲註種月揲撫藁」(或いは「洞上雲月録」)において傑堂能勝や南英謙宗が商量を加えている。「曹山眉目不識」の話との関連も考えられよう。「心空及第」は、例えば『碧巖録』四二本則評唱に見える龐居士の偈「十方同聚會。箇箇學無爲。此是選佛場。心空及第歸(十方同に聚會し、箇箇、無爲を学ぶ。此は是れ選佛場、心空じ及第して歸る)」(T48-179c)に依る。

《參考資料》「曹山眉目不識」

『禪林類聚』一〇「心眼」

曹山寂禪師。僧問、眉與目還相識也無。師云、不相識。

云、爲甚麼不相識。師云、爲同在一處。云、恁麼即不分也。師云、眉且不是目。云、如何是目。師云、端的去。云、如何是眉。師云、曹山却疑。云、和尚爲甚麼却疑。師云、若不疑即端的去也

(曹山寂禪師。僧問う、眉と目と還た相い識るや。師云く、相い識らず。云く、甚麼としてか相い識らざる。師云く、同じく一處に在るが爲めなり。云く、恁麼ならば即ち不分なり。師云く、眉は且らく是れ目ならず。云く、

如何なるか是れ目。師云く、端的にし去れ。云く、如何なるか是れ眉。師云く、曹山却つて疑う。云く、和尚、甚麼としてか却つて疑う。師云く、若し疑わずんば即ち端的に去るなり)

(7) 本来の面目、異中の異……宗欽が瑚海中珊に自らの悟境を呈した偈。看・謾と押韻する(上平十四寒)。この偈は面山瑞方編『洞上夜明簾』にも収められる。「異中異」は曹山本寂の語。例えば『禪林類聚』一四「雨雪」に「僧問、雪覆千山、爲甚麼孤峯不白。師云、須知有異中異。云、如何是異中異。師云、不墮諸山色(僧問う、雪、千山を覆う、甚麼としてか孤峯白からざる。師云く、須らく異中の異あることを知るべし。云く、如何なるか是れ異中の異。師云く、諸山の色に墮せず)」とある。また『顯訣耕雲註種月揲撫藁』卷下『曹洞宗全書』「註解五」(三三四頁上段)に「偏ならず正ならず、有にあらず無にあらず。呼んで異中に此の事を空しうすとす、此の事は異中の異なり」とある。「鳥道那邊展手看」は、洞山が学人接化のために設けた所謂「洞山三路」(鳥道・玄路・展手)を踏まえる。

(8) 寛正辛巳……寛正二年(一四六一)にあたる。『瑚海中珊和尚行業記』によれば、瑚海中珊は寛正二年正月一日に宗欽に嗣法遺囑し、同二〇日に耕雲寺を退院したとする。

6. 鼎山存彝禪師(曹洞宗全書 史伝上、三六八頁上)

越後州雲門鼎山存彝禪師。久侍湖海受心訣。出任雲門作第二世焉。後開少林山禪長院門流漲起矣。爲妙金禪尼秉炬曰。幻

境易驚誰是真。圓明一性絕根塵。虛空粉碎紅爐雪。煉出金剛不壞身。擲火把曰。勝熱婆羅開口處。溪邊石女笑闍闍。示衆曰。世尊於雪嶺六載修行。明星現時忽然大悟。乃曰。吾與大地群生同時成道。自代曰。孤鷹成群。烏白於雪。示衆舉。雲門和尚曰。藏身北斗裏。自代曰。山河及大地。全露法王身。示衆曰。能成萬像主。追四時不凋。師云。石壓筍斜出。岸懸花倒生。

〔訓詁〕

越後州雲門^①、鼎山存彝^②禪師、久しく湖海に侍して心訣を受け、雲門に出で住して第二世と作れり。後に少林山禪長院^③を開きて門流漲起す。

妙金禪尼^④の爲にする秉炬^⑤に曰く「幻境驚き易し、誰か是れ真。円明の一性^⑥、根塵を絶す。虚空粉碎す紅炉^⑦の雪、金剛不壞の身を煉出す。火把^⑧を擲て曰く「勝熱婆羅^⑨口を開く処、溪辺の石女笑ふこと闍闍^⑩たり」。

示衆に曰く「世尊雪嶺に六載修行し、明星現れし時、忽然として大悟す。乃ち曰く、吾と大地の群生と同時に成道せりと」。自ら代つて曰く「孤雁群を成し、烏は雪よりも白し」。

示衆に挙す「雲門和尚曰く、身を北斗裏に藏すと」。自ら代つて曰く「山河及び大地、法王身を全露す」。

示衆に曰く「能く万像の主と成りて、四時を追うて凋^{ちやう}ならず」。師云く、「石壓^おして筍斜^{たのこ}に出で、岸懸^{かた}けて花倒^{かた}に生ず」。

〔註記〕

(1) 雲門……現在、新潟県中頸城郡吉川町に存する瑞鳳山雲門寺のこと。雲門寺は瑚海仲珊により文正元年(一四六六)に創建、大いに栄え、上越市の至徳寺、安国寺(いずれも廃寺)と共に越後の三大名刹として知られた。瑚海が着用したといわれる衣が現存しており、蓮の糸で織られた全国的にも数少ない貴重な織物といわれる。

(2) 鼎山存彝……出自未詳。『続日域洞上諸祖伝』巻第二(曹洞宗全書)史伝上、一一四頁上)にも伝があり、それによれば延徳二年(一四九〇)三月二日に没し、火葬の後、雲門寺と禪長院に分骨された。また、『大系譜』及び『曹洞宗新潟県寺院歴住世代名鑑』等では、「存彝」ではなく「宗彝」と記されている。

(3) 禪長院……現在、新潟県中頸城郡三和村に存する少林山禪長院のこと。『曹洞宗新潟県寺院歴住世代名鑑』によれば開基は僧宗昇なる人物である(二三五頁下)。

(4) 漲起……みなぎり起きる。鼎山の門流が盛んになった様をいう。

(5) 妙金禪尼……未詳。

(6) 秉炬……たいまつで火を付けて火葬すること。また、その際に唱えられる法語のこと。

(7) 幻境驚き易し、誰か是れ真……幻の如きこの迷いの世界は

- 移ろい易く、何者が不変なる眞の存在であるるか、という程の意。南嶽惟勁禪師の覺地頌に「自性転翻翻為幻。自心幻境自心驚。了此幻性同陽焰。空華識浪復円成。太虚忽覺浮雲散。(自性、識を転ぜば翻つて幻と爲る。自心の幻境、自心驚く。此の幻性、陽焰と同じなることを了らば、空華の識浪、復た円成し、太虚忽ちに覺りて浮雲散す)」「(景德伝燈録』卷第二十九所収、大正蔵五一・四五四上)とあるを踏まえるか。なお、この段の法語は『続日域洞上諸祖伝』にも見える。
- (8) 円明の一性……仏性のこと。「円明」は完全なること、すなわち仏を言う。「一性」の「一」は唯一絶対であることを形容した表現。
- (9) 根塵を絶す……六根すなわち眼耳鼻舌身意の六つの感覺器官と、六境すなわち色声香味触法の六つの認識対象を超越する。六境は煩惱を起す外的要因となるので六塵と呼ばれる。
- (10) 虚空粉碎す……大空が粉々に打ち碎かれる。『從容録』第九則に「踢翻滄海。大地塵飛。喝散白雲。虚空粉碎。(滄海を踢翻すれば、大地塵飛し、白雲を喝散すれば、虚空粉碎す)」「(大正蔵四八・二三二中)とあるを参照。
- (11) 紅炬の雪……赤々と燃えたぎる炬に落ちた一片の雪。はかないものの喩え。ここでは火葬の炎に舞い落ちる雪が想像される。「紅炬」は洪鑪とも。「景德伝燈録』卷第十四に「石頭曰。汝見什麼道理便禮拜。師曰。拋某甲所見。如洪鑪上一點頭雪。(石頭曰く、汝、什麼の道理を見て便ち禮拜すや。師曰く、某甲の所見に拋らば、洪鑪の上に一点の雪の如し)」「(大正蔵五一・三二三中)とある長髯(生没年不詳、石頭希遷の法嗣)の言葉を踏まえる。
- (12) 金剛不壞の身……堅固不動なる身体、すなわち仏身のこと。
- (13) 煉出……焼いて煉り出す。火葬であることからの表現であろう。
- (14) 火把を擲て……火葬の際、たいまつを投げて火を付けるが、そのたいまつを「火把」という。
- (15) 勝熱婆羅……灼熱に焦がされる修行者。『聯燈会要』卷第二十七に「森羅万象。是善財之宗師。業感塵勞。乃普賢之境界。若任塵參得。即与善財同參。若不肯与塵參。却帰堂向火。參勝熱婆羅門。(森羅万象は是れ善財の宗師。業感塵勞は乃ち普賢の境界。若し任塵に參得せば、即ち善財と同參なり。若し与塵に參するを肯わざれば、却つて帰堂して火に向つて勝熱婆羅門を參ぜよ)」「(続蔵一三六・四四六左上)とあるを参照。
- (16) 溪辺の石女、笑らうこと聞聞……溪谷のほとりて石でできた女がおだやかに笑う。「聞聞」は穏やかに話をする様、もしくは香り高い様子。石でできた人形が笑うことは通常あり得ないことであるから、通常の感覺を超越した仏の世界に遊ぶことを喩えるが、ここでは更に妙金禪尼成仏の様を言うのであろう。「禪門拈集』卷第十六に「嶺上木人嘔咄咄。溪辺石女笑聞聞。(嶺上の木人、嘔りて咄咄たり。溪辺の石女、笑いて聞聞たり)」「(禪学典籍叢刊』七・二七六下)とあるを参照。
- (17) 世尊雪嶺に六載修行し……釈尊がヒマラヤで六年間修行を修して、明星を見て悟ったという故事。現代では研究が進み、修正された釈尊伝が理解されているが、例えば『虚堂録』卷第二に「釈迦老子。雪山六年。功成行滿。到臘月八夜。(釈迦老子、雪山に六年、功成りて行滿じ、臘月八の夜に到る)」「(大正蔵四七・一〇〇〇下)とあるように、禪宗では伝統的な釈尊伝が伝えられている。

(18) 乃ち曰く……『正法眼蔵』『発無上心』(『道元禪師全集』二、一六四頁)、『永平広録』巻第一(『道元禪師全集』三、二八頁)、『永平広録』巻第三(『道元禪師全集』三、一六〇頁)等、大抵の文献では「我与大地有情、同時成道」としており、表現が少しく異なる。

(19) 自ら代つて曰く……師家が学人に代わつて自らコメントを付す。このコメントを代語という。ここでは鼎山が学人に対し、釈尊の成道に対する言葉求めたが、これという回答が得られなかったために、自らこれについての見解を述べたものと思われる。

(20) 孤雁群れを成し、鳥は雪よりも白し……一羽の雁が群れをなし、鳥が雪よりも白い。通常ではあり得ない話であるが、先程の石女同様、常識を超越した自在なる仏法のはたらきに喩える。『無極録』に「孤雁作群。非黒非白。鳥於雪白。非妙非玄。(孤雁群を作して、黒に非ず白に非ず。鳥、雪よりも白く、妙に非ず玄に非ず)」(『曹洞宗全書』語録一・二二上)とある。また、『五燈会元』巻第十四に芙蓉道楷の言葉として「烏鴉似雪。孤雁成群。(烏鴉は雪に似たり、孤雁群を成す)」(統蔵一三八・二六五右)とあるを参照。

(21) 雲門和尚……雲門文偃(八六四〜九四九)のこと。初め律を学ぶも後に禪宗に転向し、雪峰義存(八二二〜九〇八)の法嗣となる。雲門宗の祖。

(22) 身を北斗裏に蔵す……北斗七星の中に身を隠すこと。『景德伝燈録』巻第十九に「問。如何是透法身句。師曰。北斗裏蔵身。問う、如何なるか是れ透法身の句。師曰く、北斗裏に身を蔵す」(大正蔵五一・三五八下)とあるを参照。この話は『永平広録』巻第二(『道元禪師全集』三、九〇頁)、巻第四(『道元禪師全集』三、一七八頁)にも引かれる。

(23) 山河及び大地、法王身を全露す……山河大地に余すところなく仏身が呈示されている。『大慧録』巻第六に「撲落非他物。縦横不是塵。山河及大地。全露法王身。(撲落も他物に非ず、縦横も是れ塵ならず。山河及び大地、全露法王身なり)」(大正蔵四七・八三五中)とあるを踏まえる。この句は『正法眼蔵』「唯仏与仏」にも「ふるき人の云く、撲落も他物にあらず、縦横、是れ論にあらず。山河および大地、すなわち全露法王身なり」(『道元禪師全集』二、五二五頁)と引かれる。

(24) 能く万像の主と成りて、四時を追うて凋ならず……万物の主宰者となり得て、四季の転変に従つて萎むなどということがない。『聯燈会要』巻第七に「欲識常住不凋性。向万物遷変処識取。(常住にして凋ならざる性を識らんと欲せば、万物遷変せる処に向つて識取せよ)」(統蔵一三六・二七七左上)とあるを踏まえるか。

(25) 石壓して笋斜に出で、岸懸けて花倒に生ず……石があればタケノコは斜めに出で、岸が傾いていれば花は横に生える。『嘉泰普燈録』巻第二十一に「諸仏出身処。東山水上行。石壓筍斜出。岸懸華倒生。(諸仏の出身の処は、東に山ありて水、上を行き、石壓して筍、斜に出で、岸懸ければ華、倒に生ず)」(統蔵一三七・一四八左下)とある。

7. 盧嶽等都禪師(『曹全』「史伝上」三六八頁上〜下)

洞松茂林芝繁禪師法嗣

參州大澤山龍谿院盧嶽等都禪師。野州人。依如仲得度。徧訪知識。後參茂林。機語相契。一日隨林游方。偶過參之矢矯橋。林立橋上而顧師曰。汝禪逸格也。天下人其奈不得。我識此谿源上必有勝地。汝今隨流而上。於彼擧揚吾道。遂付伽黎。師曰。弟子生東州。而素不知此山路。未審向何方去。林曰。汝唯隨流去。師稟教徑泝。遂到源頭。更無路可上。時忽有白狐。來含師裾。引抵一山。師便結茅而居。傍有喪處。師侍喪主歸。收其祭食。喫之晝夜禪坐。或隔日不食多。如是者殆十年。時有異人。來謂師曰。我是蛇趣也。願慈悲授歸戒。師爲授之。異人曰。幸今蒙化儀。得救脫矣。便導師抵一澤畔。謂曰。請和尚就此起寺開法。言了去焉。卽而見後山。有大白蛇。死於幽谷中。其處今猶名白蛇谷。師方謀建構。居民聞之。悄悄而來助。師山名大澤。寺稱龍谿奉茂林爲鼻祖。自居二世。自後參徒來鳩。遂成巨叢。尋領越之龍澤。居三年歸龍谿。文明二年二月朔日聚衆。書偈而逝。出聞菴見。春岡富。

洞松茂林芝繁禪師法嗣

參州大沢山龍溪院盧嶽等都禪師は野州の人。如仲に依て得度し、徧く知識を訪らう。後に茂林に參じて、機語相契う。一日、林に隨いて游方し、偶々ま參の矢矯の橋を過ぐ。林、橋上に立ちて、師を顧みて曰く、「汝が禪、逸格なり。天下

(の) 人、其れいかんともすることを得ず。我れ此の溪源上、必ず勝地有ることを識る。汝今、流に隨いて上り、彼に於て吾が道を擧揚せよ。」遂に伽黎を付す。師曰、「弟子、東州に生れ、素より此の山路をしらず。未審、何の方に向つて去ん。」林曰く、「汝、唯流に隨い去れ。」師、教を稟て徑に泝る。遂に源頭に到りて、更に路の上るべきなし。時に忽に白狐有り、來たりて師の裾を含み、引きて一山に抵る。師、便ち茅を結びて居す。傍に喪處有り。師、喪主の帰るを待(待)て、其の祭食を収して、之れを喫して晝夜禪坐す。或は日を隔て、食さざること多し。是くの如く、殆ど十年。時に異人有り。來たりて、師に謂て曰く、「我は是れ蛇趣なり。願わくは慈悲もて、歸戒を授けよ。」師、爲に之を授く。異人曰く、「幸いに今化儀を蒙りて、救脱を得たり。」便ち師を導きて一沢畔に抵り、謂て曰く、「請う和尚、此に就て寺を起こして法を開け」と。言了つて去る。既にして、後山を見れば、大白蛇有り。幽谷の中に死せり。其の処、今猶お白蛇谷と名づく。師、方に建構を謀る。居民之を聞きて、悄悄として、來たり助く。師、山を大沢と名づけ、寺を龍溪と稱す。茂林を奉じて鼻祖と爲して、自ら二世に居す。自後、參徒來たりて鳩る。遂に巨叢と成る。尋で越の龍澤を領す。居こと三年、龍溪に歸る。文明二年二月朔日、衆を聚め、偈を書して、逝す。聞菴の見、春岡の富を出す。

〔註記〕

- (1) 洞松……岡山県小田群に所在する、舟木山洞松寺のこと。法相宗洞松司院として開創された後、和氣氏により伽藍が整備された。応永一九年(一四二二)、猿掛城主莊駿河守の帰依を受けた喜山性讚(一三七七〜一四四二)が中興し、師の如仲天閻(一二六五〜一四四〇、註5参照)を迎え、自身は二世となった。
- (2) 茂林芝繁……明徳四年(一三九三)に生れ、文明一九年(一四八七)二月八日示寂、肥後(熊本県)の人。大洞院(静岡県)如仲天閻(註5参照)、次いで喜山性讚に参じ法嗣となる。備中洞松寺(岡山県、註1参照)、大洞院に住した後、長祿三年(一四五九)總持寺に出世する。芝繁の伝記は、『聯燈録』六の他に『洞上諸祖伝』下、『淨牧院聯燈録』、『延宝伝燈録』九に収録されている。
- (3) 参州大澤山龍溪院……現在、愛知県岡崎市に所在する。龍溪院は、盧嶽等都が茂林芝繁を開山に迎え、土井九郎左衛門が開基となり創建された。現在の当山の伝承では、寺の開創を文安元年(一四四四)としている。『大澤山龍溪院史』(一七七六年)参照。
- (4) 盧嶽等都……生年未詳、文明二年(一四七〇)二月一日示寂、盧嶽洞都ともいう。『聯燈録』の記述について『大澤山龍溪院史』では、『日本洞上聯燈録』卷七、『日域洞上諸祖伝』下は、同一の根本資料に依つたと考えられるが、今その所在は不明である。(四三頁)と記している。また、同書は、豊田市長慶寺住職より贈られた「盧嶽和尚行状記」の断簡らしい紙片をあげている(四四頁)。居住地は、当院の他に龍澤寺(福井県)、總持寺があり、泉龍院、長興寺(愛知県)の各開山である。

『日本洞上聯燈録』の研究(二)(近世洞門研究班)

- また、『日域洞上諸祖伝』下(『曹洞宗全書』史伝上 七六頁下)龍谿院盧嶽等都禪師傳の項には、「汝輩各自勤修」と、『聯燈録』にはない遺誡がみられる。
- (5) 如仲……如仲天閻、上田(長野)の人で、梅山開本(一四一七)の法嗣である。如仲の伝記は、『聯燈録』の他、『日域洞上諸祖伝』下、『延宝伝燈録』八に収録されている。なお、盧嶽が如仲について得度したことは、『日域洞上諸祖伝』下にはみられない。
- (6) 偏く知識を訪らう……知識は、各地の人の師範となる人、善知識のこと。『日域洞上諸祖伝』下には、「偏訪禪叢」とある。広く禅林に参じたの意。
- (7) 機語相契……機語は物のかなめ、枢機、要機を示す語。『日域洞上諸祖伝』下には、「始決了疑滯(始めて疑滯を決了せり)」とある。
- (8) 参の矢矯……三河の矢作川。
- (9) 溪源上……谷川の源。
- (10) 伽黎……三衣の一つである僧伽黎衣で、九条から二十五条までの大衣をいう。時期は不明であるが、伝衣されたことで法が伝えられたと考えられる。
- (11) 弟子、東州に生る……弟子である自分は東国(本文中に「野州人」とある)に生まれた、ということ。
- (12) 結茅……庵を結ぶ。
- (13) 喪処……火葬場や墓所の意。『日域洞上諸祖伝』下には「傍有喪処。近里每人死。必到於比而荼毘。或三日一度或五七日一度。」とある。
- (14) 祭食……喪祭に供える食物。
- (15) 帰戒……仏弟子となるために必ず受ける戒。
- (16) 化儀……ここでは、戒を受けて救われることが出来た、と

いうこと。

(17) 沢畔……池や沼のほとり。

(18) 悄悄……ここでは、肃々の意であろう。

(19) 巨叢……規模の大きな叢林。

(20) 越の龍澤……龍澤寺（福井県）。

(21) 文明二年……文明二年は一四七〇年。「朔日」は一日のこと。

(22) 聞菴の見……聞菴道見、生年未詳、永正元年（一五〇四）年示寂。盧嶽等都に入室した後、總持寺に住し、參州（愛知県）に戻り泉龍院を始め、盧嶽を開山に迎え自身は二世となる。また、同慈広寺の開山である。法嗣に、心桂、字崗、正眼、聞空の四人がいる。『天澤山龍溪院史』（一九七六年）参照。

(23) 春岡の富……春岡慧成、生年未詳、明応五年（一四九六）年示寂。愛知長興寺を開き、盧嶽を開山に迎え、自身は二世となる。また、同龍溪院の四世である。同書参照。

卷第七所収諸伝訓註（その二）終